

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| 事故等番号 | 2009長第142号 | |
| 事故等種類 | 乗揚 | |
| 発生日時 | 平成21年8月5日 14時10分ごろ | |
| 発生場所 | 長崎県西海市崎戸港 崎戸港ツツノ浦導灯（前灯）から真方位332° 1, 140m付近（概位 北緯33° 01.40′ 東経129° 33.75′） | |
| 事故等調査の経過 | 平成21年11月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 | |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 引船 第7 ^{きんこう} 金光丸、11トン 292-41570長崎、株式会社元吉組 B クレーン船 第78金光丸、35.00m なし、株式会社元吉組 | |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長、一級小型船舶操縦士 | |
| 死傷者等 | なし | |
| 損傷 | A 舵頭材及び舵下部軸受が損傷 B なし | |
| 事故等の経過 | A船は、船長が単独で乗り組み、船首約1.3m、船尾約2.4mの喫水で、石材約250m ³ を積載して船首約1.8m、船尾約2.1mの喫水となり、4人が乗船した非自航式のB船を崎戸港海岸環境整備の護岸工事捨石投入場所へ引き入れる作業中、1～2ノット（kn）の速力で、左舷方向に旋回したとき、平成21年8月5日14時10分ごろA船の舵が海底の転石に接触した。 潜水夫が調査したところ、舵が損傷していたが、航行に支障がなかったため、航海を続け、後日上架して修理を行った。 | |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2 海象：潮汐 低潮時 | |
| その他の事項 | 船長は、作業前に、A船の船尾喫水の確認を行わなかった。 | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | あり なし なし A船は、B船を崎戸港内の護岸工事捨石投入場所に引き入れる際、船長が、A船の船尾喫水の確認を適切に行っていなかったものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、崎戸港において、A船がB船を護岸工事捨石投入場所に引き入れる際、A船の船尾喫水の確認を適切に行っていなかったため、A船が海底の転石に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。 | |